

## 研究成果公開促進費の書面審査における評定基準等

科学研究費助成事業（科研費）のうち研究成果公開促進費は、研究成果の公開発表、重要な学術研究の成果の刊行及びデータベースの作成について助成することによって、我が国の学術の振興と普及に資するとともに、学術の国際交流に寄与することを目的とするものです。配分審査にあたって、各審査委員は、応募成果公開について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

書面審査においては、各応募成果公開について、以下の個別の評価項目及び評定要素に着目しつつ、最終的に、5段階による総合評点を付すこととします。

合議審査では、書面審査における総合評点等を基に、個別の評定要素や応募状況等を適切に勘案して、成果公開の採否及び経費の配分額を決定します。

審査にあたり、高い総合評点を付す応募成果公開は、必ずしも、全ての個別要素において高い評価を得た成果公開である必要はありません。

分野の特性など、研究成果の公開の多様性に配慮しつつ、各種目の性格に合った重要な成果公開を幅広く見いだし、学術の発展に寄与するよう、適切な評価を行ってください。

また、利害関係にある研究者が研究組織に参加している応募成果公開（第8条の二参照）の審査は行わないでください。

なお、国際情報発信強化及び研究成果公開発表（B）のうち「ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI」の書面審査における評定基準等は別に定めます。

### i 応募要件に係る評価項目

〔評価項目〕 ( ) 内は、計画調書における参考箇所を示します。

(1) 「研究成果公開発表」、及び学術団体等が作成する「データベース」における共通事項

### 【学術団体等組織における経理管理及び監査体制の整備状況】

(「経理管理事務・監査体制」欄)

各応募成果公開について、科研費の適正な管理の実施の観点から、以下の点を考慮し、下記の評定区分により評定をしてください。なお、「×」の評定を付す場合は、その判断に至った根拠を具体的に「その判断に至った理由」欄に記入してください。

- ・交付された科研費を適正に管理するに十分な経理管理事務体制が整備されているか。
- ・内部監査又は外部監査を行うなどにより、学術団体等組織における監査体制が整備されているか。

| 評定区分 | 評 定 基 準   |
|------|---|
| (空白) | 学術団体等組織における経理管理事務及び監査体制が整備されており、科研費を交付しても適正な管理ができる。 |

|   |  |
|---|--|
| × | 学術団体等組織における経理管理事務及び監査体制が整備されているとはいえず、科研費の交付先として適さない。 |
|---|--|

## ii 評定基準 〔評定要素〕

### (1) 「研究成果公開発表」

#### ① 「研究成果公開発表（B）」

##### 【シンポジウム・学術講演会等の目的、内容、対象】

(「シンポジウム・学術講演会等の目的」、「シンポジウム・学術講演会等の概要」、「シンポジウム・学術講演会等の対象」、「シンポジウム・学術講演会等が及ぼす効果」、「過去3年間に実施した青少年・社会人対象のシンポジウム・学術講演会等開催状況」欄など)

- ・過度に専門的ではなく、参加対象に応じたテーマ、内容であるか。

#### ② 「研究成果公開発表（C）」

##### 【国際シンポジウム・国際会議等開催の目的、内容、対象】

(「国際シンポジウム・国際会議等開催の目的」、「国際シンポジウム・国際会議等の概要」、「国際シンポジウム・国際会議等のプログラム内容」、「国際シンポジウム・国際会議等における外国人演者の氏名及び主な業績」、「国際シンポジウム・国際会議等開催の準備状況」、「共催の有無について」、「学会の国際的活動」、「国際シンポジウム・国際会議等の実績」欄など)

- ・我が国と世界の研究者に研究交流の場を提供するテーマ、内容であるか。
- ・特に単年度計画のものについては、準備期間が十分取られており、かつ補助の必要性が高いと認められるか。

### (2) 「学術図書」

##### 【刊行の目的】

(「刊行物の内容（概要）」、「刊行の目的及び意義」欄など)

- ・「刊行のみ行うもの」にあっては、学術研究の成果を公開するために刊行するものであるか。
- ・「翻訳・校閲の上、刊行するもの」にあっては、我が国の優れた学術研究成果を広く海外に提供するため、日本語で書かれた論文を外国語に翻訳・校閲の上刊行するものであるか。

##### 【学術的価値等】

(「刊行物の内容（概要）」、「本刊行物が学術の国際交流に対して果たす役割」欄など)

- ・学術的価値が高いもの（特に独創的又は先駆的なもの）、又は学術の国際交流に重要な役割を果たすものであるか。

##### 【刊行の意義】

(「刊行の目的及び意義」欄など)

- ・当該学術図書が出版予定年度に刊行されることの意義はあるか。

#### 【応募条件】

(「刊行物の内容（概要）」、「刊行の目的及び意義」欄など)

- ・応募の条件を満たしているか。

なお、次のいずれかに該当する学術図書は、応募条件を満たしていない（公募の対象としていない）ものである。

- ア) 既に類似の成果が刊行されているもの
- イ) 既にインターネットや学術誌等を通じて公表されている論文、又は公表が義務付けられている論文（例：博士論文）を単に集成し、刊行するもの
- ウ) 学術研究の成果とは言い難いもの
- エ) 大学、研究所等の研究機関及び学術団体等がその事業として翻訳・校閲・刊行すべきもの
- オ) 出版社等の企画によって刊行するもの
- カ) 市販しないもの
- キ) 十分に市販性があるもの
- ク) 翻訳者・校閲者又は出版社等への原稿渡しが、事業開始年度の4月1日より前のもの

#### (3) 「データベース」

#### 【学術的価値、応募条件】

(「対象分野」、「概要」、「種類」、「性格」、「データベース作成計画」欄など)

- ・学術的価値が高いものであるか。

- ・以下の応募条件を全て満たすものであるか。

- ア) 我が国の学術研究動向を踏まえ、次のいずれかの分野に属するものであること。
  - a ) 我が国における研究活動が国際的に主導的な立場にあり、我が国でデータベースを形成することが国際的にも期待されている分野
  - b ) 国内の優れた研究成果を国際的に適切に流通させるため、国内においてデータベース化する必要のある分野
  - c ) 国内で学術研究を推進する上で、データベースの形成に対して期待が高く、かつ国際的にも同様な内容のデータベースが存在しない分野
  - d ) 国際的にも重要な分野で、データベースの形成に対して我が国に協力を求められている分野
- イ) データベース化するためのデータの収集、評価及びそのデータベース化の作業等について、作成組織及び技術的方式が確立していること。
- ウ) 当該データベースにより、広く関係研究者等に情報提供サービスを行う方策が確立しており、公開計画が明確であること。
- エ) データ容量、所要経費が相当量（額）以上であること。

#### 【有用性、公開利用状況等】

(「公開状況」、「公開方法」、「データベース公開の具体的方法」、「公開利用件数（アクセス数）の推移」、「想定している利用対象者及び想定される利用内容」、「利用者からのアクセスを簡便にするための工夫」欄など)

- ・利用対象者及びその利用内容等を踏まえ、有用性が高いと判断できるものであるか。
- ・相応の公開利用件数である等、研究成果の公開・普及に資するものであるか。
- ・公開利用状況を促進するための取り組みがなされているか。

## 【データベース作成計画の進捗状況】 (「データベース作成計画」、「入力予定データ量」欄など)

- 複数年度の内約を受ける「重点データベース」については、データベース作成計画が順調に進捗するものであるか。

### 〔総合評点〕

各成果公開の採択について、上記の各評定要素に着目しつつ、下表の基準に基づいて、5段階評価を行い、総合評点を付してください。

その際、種目・区分ごとに担当する応募成果公開全体の中で、下表右欄の評点分布を目安として評点を付すこととし、評点の偏った評価とならないようにしてください。（担当成果公開数が少ない場合は、この限りではありません。）

なお、「－」を付すのは、「利害関係」にあたる応募成果公開のみとします。その場合は「利害関係の理由」欄に理由を記入してください。

また、「×」を付すのは、応募条件を満たしていないと判断する場合とし、どの条件を満たしていないかを「審査意見」欄に記入してください。

| 評点区分 | 評 定 基 準                           | 評点分布の目安 |
|------|-----------------------------------|---------|
| 5    | 非常に優れた提案であり、最優先で採択すべき             | 10%     |
| 4    | 優れた提案であり、積極的に採択すべき                | 20%     |
| 3    | 優れた内容を含んでおり、採択してもよい               | 40%     |
| 2    | 採択するには内容等にやや不十分な点があり、採択の優先度が低い    | 20%     |
| 1    | 採択するには内容等に不十分な点があり、採択を見送ることが適当である | 10%     |
| －    | 利害関係があるので判定できない                   | —       |
| ×    | 応募条件を満たしていない                      | —       |

### 〔審査意見の記入〕

合議審査において、書面審査の結果を適切に反映させるために、審査意見は非常に重要です。

「審査意見」欄には、全ての応募成果公開について、当該成果公開の長所と短所を中心とした審査意見を必ず記入してください。

### iii 他の評価項目

#### 〔経費の妥当性〕

各応募成果公開について、科研費の効果的・効率的配分を図る観点から、下記の各評定要素に着目しつつ、補助要求額及び経費の妥当性・必要性について、下記の評定区分により、評定

をしてください。（「（空白）」以外の評定区分は、各評定基準の記載内容に明らかに該当すると判断する場合。）

なお、「△」又は「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を具体的に「その判断に至った理由」欄に記入してください。

### (1) 「研究成果公開発表（B）・（C）」

#### 【経費の妥当性】

(「応募経費」欄など)

- ・計画及び必要経費を踏まえ、経費の妥当性が高いと判断できるものであるか。
- ・補助要求額に補助対象とならない経費は計上されていないか。また、その積算根拠は明確であるか。

### (2) 「データベース」

#### 【経費の妥当性】

(「入力予定データ量」、「データベースの作成に直接必要となる経費」、「平成31年度補助要求額の明細」欄など)

- ・作成計画及び必要経費を踏まえ、経費の妥当性が高いと判断できるものであるか。
- ・補助要求額に補助対象とならない経費は計上されていないか。また、その積算根拠は明確であるか。

| 評定区分 | 評 定 基 準                    |
|------|----------------------------|
| (空白) | 平均的な充足率であれば当該成果公開の遂行が可能である |
| ○    | 計画の内容から判断し、充足率を高くすることが望ましい |
| △    | 計画の内容から判断し、充足率を低くすることが望ましい |
| ×    | 経費の内容に問題がある                |